

## 貸倒損失

**Q** : 得意先が不渡りを出しました。売掛残高を貸倒損失で計上してもいいですか？

**A** : 一定の事実には該当しないと計上することはできません。

### 【解説】

貸倒損失は、次のような一定の事実が生じなければ計上することができません。不渡りを出した場合であれば、貸倒引当金を計上することになります。

- ① 会社更生法の更生計画認可の決定
- ② 会社法の特別清算に係る協定の認可の決定
- ③ 民事再生法の再生計画認可の決定
- ④ 債権者集会での合理的基準による協議決定
- ⑤ 行政機関又は金融機関等の斡旋による協議契約
- ⑥ 債務者の債務超過が相当期間継続し、弁済不能のため書面で行う債務免除
- ⑦ 債務者の資産状況、支払能力等からみて全額が回収不能と認められる場合(担保物がある場合は担保物を処分した後に限られる)
- ⑧ 継続取引していた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したため取引を停止し、その後1年以上経過した場合
- ⑨ 同一地域の債務者について有する売掛債権の回収に要する旅費等の金額が売掛債権額よりも多い場合

